

第 1 次 外ヶ浜町行政改革大綱



平成 1 8 年 3 月

青森県外ヶ浜町

平成20年3月27日 改訂

目 次

1	第1次 外ヶ浜町行政改革大綱策定の背景・・・・・・・・・・	P 3
2	改革の視点・・・・・・・・・・	P 3
3	基本的方向性・・・・・・・・・・	P 4
4	計画期間・・・・・・・・・・	P 4
	【事務・事業の再編・整理】・・・・・・・・・・	P 5
	（1） 事務事業の見直し	
	（2） 組織及び機構の簡素合理化	
	【給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど）】・・	P 5
	（1） 給与制度の見直し	
	（2） 諸手当等の見直し	
	【定員管理の適正化（退職者数及び採用者数の見込、平成22年4月1日現在定員目標を明示）】	
	・・・・・・・・・・	P 6
	【民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）】・・	P 8
	（1） 指定管理者制度の導入	
	（2） 民間委譲の導入	
	【経費節減等の財政効果】・・・・・・・・・・	P 9
	（1） 情報技術の発達にあったOA化による経費削減	
	（2） 受益者負担の適正化と健全な財政の維持	
	【第三セクターの見直し】・・・・・・・・・・	P10
	【その他】・・・・・・・・・・	P10
	（1） 消防業務体制の見直し	



1 第1次 外ヶ浜町行政改革大綱策定の背景

平成17年3月28日に大行政改革である平成の大合併を行い、外ヶ浜町として生まれ変わりました。

地方行財政が直面する厳しい環境に応え得る、簡素で効率的、かつ創造的な行財政運営の再構築を目指し、外ヶ浜町行政改革推進本部を設置するとともに、平成17年度を初年度とする第1次行政改革大綱を策定し、更なる改革推進に努めます。

一方、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わってきています。

バブルが崩壊した前世紀の末から、我が国がこれまで経験したことのない深刻な経済の停滞に見舞われ、この危機的状況乗り越えるには従来の手法では通用しなくなっており、あらゆる分野において国を挙げて構造改革に取り組む時代となりました。

こうした流れの中で、国と地方の関係も見直され「個性ある地方の発展」に向け地方の自立が強く求められています。

今後、さらに少子・高齢化が進行するなど、社会構造の変化が進むことは想像に難くなく、地方自治体としてその変化に対応し得る体力を維持するためには、今までも増して自らに対する改革への取り組みが不可欠であります。

このような状況とこれまで合併前にそれぞれ実施してきた行政改革の課題等を踏まえながら、国の行財政改革や地方分権の本格化をはじめとする社会経済情勢の大きな変化に的確に対応する新たな改革の指針として、「第1次外ヶ浜町行政改革大綱」を策定したものです。

2 改革の視点

これまでの資源の投入量により活動を評価してきた行政運営から、厳しい財政状況や町民の価値観の多様化に対応した成果志向の行政経営へ転換するため、以下の7つの視点から行政改革の推進を図ります。

【事務・事業の再編・整理】

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 組織及び機構の簡素合理化

【給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど）】

- (1) 給与制度の見直し
- (2) 諸手当等の見直し

【定員管理の適正化（退職者数及び採用者数の見込み、平成22年4月1日における定員目標を明示）】



【民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）】

- （１） 指定管理者制度の導入による経費削減
- （２） 民間委譲の導入

【経費節減等の財政効果】

- （１） 情報技術の発達にあったＯＡ化による効率化
- （２） 受益者負担の適正化と健全な財政の維持

【第三セクターの見直し】

【その他】

- （１） 消防業務体制の見直し

3 基本的方向性

地方分権時代にふさわしい自立した行政サービスを進めるため、限られた行政資源を最大限に活用しながら、町民志向・成果志向（目標を明確に設定）に基づき、迅速性・コスト意識に根ざした行政経営の実現を目指します。

また、改革の手法と目的、さらに数値目標をできるだけ明らかにし、町政をどのような方向に進めようとしているのか町民と情報を共有することにより、町民との役割分担と協働による地域の経営実現を目指します。

4 計画期間

第１次外ヶ浜町行政改革大綱の計画期間は、準備及び見直し期間も含め概ね５年間とする。



【事務・事業の再編・整理】

（１） 事務事業の見直し

市町村合併や地方分権の進展など行政を取り巻く環境が大きく変化しつつあり、ＩＴ（情報技術）の普及等による通信手段の発達など、社会生活環境も大きく変化してきています。このような環境の変化や厳しい財政状況の中にあって、町民の行政ニーズに的確に対応していくため、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、より効率的かつ効果的な行政執行体制の構築を図ります。

（２） 組織及び機構の簡素合理化

再編・整理等を行うにあたっては、事務事業の評価や住民のニーズを踏まえ、行政改革推進本部、及び行政改革推進委員会において調整を行い、より効率的な行政組織を目指します。

※事務・事業の再編・整理等の項目については２４項目（別添資料１）

※組織・機構の簡素化等の項目については１１項目（別添資料２）

【給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど）】

社会経済情勢の変化や国の地方公務員制度改革の動向を踏まえ、給与制度や諸手当等の適正化を推進します。

※参考 別添資料２

（１） 給与制度の見直し

新たな地方公務員制度改革の動向と社会経済情勢の変化を踏まえた適正な給与制度の見直しを行います。

（２） 諸手当等を見直し

外ヶ浜町は合併以前より旧町村において、既に特殊勤務手当の見直し・廃止を行い、適正な運用をしています。

しかしながら、昨今の急速な社会経済情勢の変化等を踏まえ、諸手当等の運用についても今後、更なる適切な運用をするよう随時見直しを行います。

見直しの内容としては、特殊性の有無、業務実態及び支給の実績、国、県等の状況を基準に検討を行い、手当の廃止をはじめ支給対象業務の見直しを行い、今後も周辺の動向を踏まえ見直しを行っていきます。



【定員管理の適正化（平成22年4月1日における定員目標を明示）】

● 一般行政職

平成17年4月1日現在でモデル定員数を10人超過しているものの退職者不補充のまま推移していくと、平成22年4月1日現在では一般行政部門と特別行政部門の合計では30人を超える退職者に達することから、合理的かつ計画的な職員配置が求められる。計画年度より3年を待たずして、年齢構成等にひずみが生じる可能性があることから平準化を図る職員採用も新たに検討します。

平成17年度総職員数に対して34人の削減(▲13.6%)を図るものであり一般行政においては38人の削減(▲25.9%)を図ります。

定員適正化の推進方法は、一般行政職の退職者の補充は退職職員数に対して、原則5分の1に抑えるものとします。業務職(単純労務職員)については、退職者不補充により職員数の削減を図ります。

本庁における事務事業の一括管理を段階的に推し進め、支所における窓口業務の充実と同時に管理部門の本庁への統合を図り、併せて業務内容と定員適正化については随時見直しをします。

また、民生部門の資格職員についても機関の統廃合に合わせた検討を進めます。

技能労務職の退職者不補充においては、期限付き臨時職員での対応や事務事業の委託を進め、事務職においても対応可能な分野は期限付き臨時職員の積極的な活用を検討し、人件費の抑制と雇用の発生を促していくこととします。

● 特別行政職

特別行政(教育)については、中央教育審議会の答申を踏まえた地方教育行政の在り方や、外ヶ浜町の教育方針に沿った職員数の配置に努めるものとし、公の施設の統廃合や指定管理者制度の導入による効率的な職員配置を行うなどの方法により適正化を進めるものとします。

● 公営企業

公営企業においては、財政計画に沿った職員の適正配置に努め、採用に当たっては将来にわたり年齢構成等にひずみが生じないよう平準化を図るなど適正化を進めるものとします。

● 定員適正化計画による人件費の削減効果

定員適正化計画の実施による年間人件費の削減効果については、今後の財政状況や財政収支等を見極め、随時検討を進めていきます。

【部門別職員計画】

部 門	区 分	計画 前年度	計画期間の状況(人) (※H20～H22 は現時点における見込)					H22. 4.1 見込	期間 内 合計	期間内比較 (B)-(A)	
		H16	H17 (A)	H18	H19	H20	H21	H22 (B)	H17 ～ H22	人数	純減 率
一般行政部門	前年度退職者数		△6	△2	△8	△9	△6	△9	△34		
	採 用 者 数					1	2	2	5		
	他部門との異動		5	△1	△1	△7					
	小 計	148	147	144	135	120	116	109		△38	△25.9
	対前年増減数		△1	△3	△9	△15	△4	△7			
特別行政部門	教 育	前年度退職者数			△1	△2		△1	△2	△6	
		採 用 者 数			1				1		
		他部門との異動		△5		7					
	小 計	現員(4.1 現在)	27	22	22	20	27	26	24		2 9.1
		対前年増減数		△5		△2	7	△1	△2		
	消 防	前年度退職者数									
		採 用 者 数									
		他部門との異動									
	小 計	現員(4.1 現在)									
		対前年増減数									
	特別行政 部門 小計	現員(4.1 現在)	27	22	22	20	27	26	24		2 9.1
		対前年増減数		△5		△2	7	△1	△2		
公営企業等 部門 (病院以外)	前年度退職者数				△2				△2		
	採 用 者 数				1	1			2		
	他部門との異動		△5		2	△1					
	小 計	40	35	35	36	36	36	36		1 2.9	
公営企業部門 (病院)	前年度退職者数		△1		△1	△3	△2		△6		
	採 用 者 数				4	2			6		
	他部門との異動		5	1	△1	1					
	小 計	42	46	47	49	49	47	47		1 2.2	
総 計	前年度退職者数		△7	△3	△13	△12	△9	△11	△48		
	採 用 者 数			1	5	4	2	2	14		
	他部門との異動										
	現員(4.1 現在)	257	250	248	240	232	225	216		△34	△13.6
	対前年増減数		△7	△2	△8	△8	△7	△9			

(一般行政部門)・・・教育部門、特別会計、企業会計職員、休職派遣職員を除く人数

(特別行政部門)・・・教育部門

【民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）】

（1）指定管理者制度の導入

改正地方自治法に基づく指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度であります。

公の施設の民間活力（指定管理者制度の活用）による効率的で弾力的な運営を行うことにより、多様化するニーズに柔軟に応えていくものであります。

現在、管理委託を行っている「公の施設」については、平成18年4月1日から導入し、現在直営の施設及び今後新規に設置される施設については、指定管理者制度の活用について随時検討を行っていきます。

今後も施設管理の在り方について検証を行い、平成21年度までに公表を含めた検討を行います。

(2) 民間委譲の導入

公立保育所（園）を民間に移行し、民間活力による効率的で弾力的な保育所運営を行うことにより、多様化する保育ニーズに柔軟に対応していきます。

【経費節減等の財政効果】

(1) 情報技術の発達にあったO A※⁴化による効率化

昨今の情報技術の発達はめざましいものがあり、情報機器は現行財政改革においてはなくてはならないものである一方、その変化に対応できる人材や通信手段の確保には更なる体制の見直しが必要不可欠であります。

また、市町村合併や事務権限の移譲など地方分権の進展の状況、道路整備による他市町村間の時間距離の短縮、I Tの普及等による通信手段の発達などを踏まえ、より簡素で効率的かつ効果的な行政執行体制を随時見直します。

※民間委託・管理運営及びO A化等（別添資料3）

※4 情報機器を用いて、事務作業を効率化すること。

(2) 受益者負担の適正化と健全な財政の維持

行政と民間の役割分担を明確化するとともに、町民間の負担の公平を図り、町民サービス全体を向上させるため、不均一課税をはじめ使用料・手数料等の料金を見直します。

物件費削減をはじめ経費節減は永遠のテーマであり、また最大の財政効果を具現化する源でもあります。平成18年度以降の削減目標額は財政運営計画に沿って設定をし随時見直しを行います。

町民の満足度向上を実現するため、電子自治体を推進しながら地域にあったシステム構築を目指します。それによる業務処理時間の短縮や民間へのアウトソーシング※⁵の実施により経費の削減を目指します。また、実施にあたっては総務省のガイドラインをもとに検討実施します。

※5 従来からあった外注、下請け、人材派遣などとは異なり、当該業務の企画・設計段階から高い専門性を持つ企業に任せ、業務管理自体も任せるものをいいます。



【第三セクター※⁶の見直し】

第三セクターは、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、町の行政施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきましたが、社会経済環境の変化によって、それらを取り巻く状況は大変厳しくなっています。

さらに、指定管理者制度が導入され公の施設の管理に関して民間事業者の参入も可能となったことから、公の施設の管理を受託している第三セクターにとってはその事業基盤に大きく影響を及ぼすものであります。

外ヶ浜町においては、国の指針である第三セクター改革の流れを踏まえて、その役割等を再検討し、町の取り組む課題と外郭団体自らが取り組む課題について明らかにするために、町独自で第三セクター検討委員会を設置し、抜本的な見直しを図ります。

特に次の事項に留意し、更なる経営改革に積極的に取り組みます。

- 1 監査体制を強化するとともに、行政評価の視点を踏まえ点検評価の充実・強化を図ります。
- 2 経営状況等について、議会への説明のほか、住民に対しホームページなどの活用によるわかりやすい情報公開に努めます。
- 3 給与、役職員数の見直し、組織機構のスリム化等を協議し随時検討します。
- 4 町からの財政的・人的関与の見直しを随時行います。

※6 第三セクターとは、「地方公共団体が出資・出捐する民法法人（財団法人、社団法人）及び商法法人（株式会社、有限会社）」。

ちなみに、第一セクターは、「完全公的資金による事業形態（政府、地方公共団体）」。

第二セクターは、「完全民間資金による事業形態（民間）」。

【その他】

（１） 消防業務体制の見直し

社会生活環境が加速度的に変化する中、消防業務は多種多様な町民ニーズに対応しその総合力を十分発揮してきました。

地域住民の生命財産を守る充実した組織であるためには、満足することなく従来の組織体制に見直しと検討を加え、機動的かつ活力のある組織体制を実現する必要があります。（署所の統廃合、車両配置の見直し、



人員配置等新たな消防業務体制を目指します。)

また、新たに外ヶ浜町総合防災計画を平成18年度中を目標に策定します。



別添資料1【事務・事業の再編、整理】

(1)事務事業の見直し

見直区分		主な検討課題と内容		主管課	見直検討年度				
					17	18	19	20	21
事務事業の見直し	委託料	施設の保守点検料単価等の統一		各課		○			
		定期検査（建築物含）		総務課		○			
		教職員健康診断		教育委員会		○			
	人件費	学校医報酬の統一		教育委員会		○			
		歯薬会報酬の統一		教育委員会		○			
		就学時内科検診		教育委員会		○			
	補助金	子ども会補助金		教育委員会		○			
		民俗芸能伝承事業		教育委員会		○			
		体育協会		教育委員会		○			
		各種イベント		産業観光課		○			
	負担金	健康事業	検診料の再設定	福祉課		○			
	各種事業	社会教育事業	各種講座	教育委員会		○			
			青少年育成事業	教育委員会			○		
			家庭教育講座	教育委員会		○			
			成人式・体育祭・文化祭	教育委員会			○		
		公民館事業	中央公民館主催事業	教育委員会			○		
		図書館事業		教育委員会		○			
		健康事業	栄養相談事業	福祉課		○			
			健康管理システム	福祉課		○			
			母子保健事業	福祉課		○			
		福祉事業	敬老祭	福祉課		○			
			老人福祉	福祉課		○			
		栄養相談事業	組織一本化	福祉課		○			
		各種イベント	イベントの連携	産業観光課	○→				

(2)組織及び機構の簡素合理化

見直区分		主な検討課題と内容		主管課	見直検討年度				
					17	18	19	20	21
組織・機構の簡素合理化	組織の合理化	課・組織の機構改革	分庁方式を含む課の再編	全対象	○				→○
		バスの運行（スクールバス含）		所管課		○→	○		
	各種施設	管理体制の再編	施設の有効利用（統合を含む）	各課		○			→○
			管理体制の統一	各課		○			→○
	滞納対策	保険料等（徴収対象全般）	徴収組織の強化	所管課	○				→○
	各種団体	文化協会連合体の組織化		教育委員会		○			
		体育協会の組織一本化		教育委員会	○				
		こども会連合会の組織化		教育委員会		○			
		視聴覚ライブラリー		教育委員会		○→	○		
		民生児童委員会の連合組織化		福祉課		○			
		食生活改善委員会		福祉課		○			

※ 主管課表示は平成18年3月現在の外ヶ浜町本庁主管課を記載。

別添資料2【給与の適正化、定員管理】

見直区分		主な検討課題と内容		主管課	見直検討年度				
					17	18	19	20	21
給与の適正化・定員管理	給与	合併後の給与調整		総務課	○				
	定員管理	定員適正化計画策定委員会設置		総務課	○			→	○
		退職者人数と職員のバランス		総務課	○			→	○
		課の再編（支所含）	業務内容の再編	総務課	○				

別添資料3【民間委託・管理運営】

見直区分		主な検討課題と内容		主管課	見直検討年度				
					17	18	19	20	21
施設		指定管理者制度の利用		所管課	○			→	○